

浪花健三教授 オーラルヒストリー

聞き手：望月 爾(法学部教授)

望月 浪花健三教授のオーラルヒストリーのインタビューを始めたいと思います。よろしくお願ひします。まず、先生のご略歴ですが、京都にお生まれで小学校から中学校、高等学校、そして大学もずっと京都ということですね。京都教育大学を卒業され、一度社会人の経験を経た後、1985（昭和60）年に税理士登録をされました。税理士登録されて本年でちょうど30年あまりということになります。その後、1988（昭和63）年に社会人として滋賀大学大学院経済学研究科へ入学されました。そこが先生のご研究の出発ということになりますが、当初のご専攻は会計学、管理会計学でしたか。

浪花 指導教官は会計学、管理会計でしたが、中身的には税務会計を中心に研究させていただきました。

望月 学位としては経営学修士ということですね。その後、社会保険労務士にも登録されて、1994（平成6）年から京都大学大学院法学研究科修士課程において、税法学の大家の清永敬次先生のもとで学ばれたわけですね。

浪花 社会保険労務士は1992（平成4）年に登録しました。1991（平成3）年の夏に社会保険労務士試験を受験しました。この受験は、職業安定所職員とのあるやり取りがきっかけになりました。社会保険労務士業務の一部は、税理士資格で行うことができます。ただし、この業務については、税理士と社会保険労務士間で職域争いが今も続いています。ある日、その規定に基づいて、私が税理士資格で職安に書類の提出に行きました。そのとき、ある職員から「税理士は社会保険労務士業務に関する知識がないのに書類を提出する。間違いが多くあり、職安の職員やそ

の関係企業に迷惑を掛けることが多い」など、およそ30分以上だったように記憶していますが、説教？を聞かされました。それで、「じゃ、社会保険労務士の資格を取ればいいのでしょうか」と思い、その年に社労士試験を受験しました。やはり、各専門業務は、その有資格者が行うべきですね。

話は変わりますが、京大の法学研究科に行った理由は、清永敬次先生のご指導を受けたかったからです。清永先生は、税法では有名な先生です。先生が京都大学ご在職中に是非ご指導を受けたいと思い京大の法学研究科に入学させてもらいました。

望月 税法の研究や学会活動を始められたのもその頃でしょうか？

浪花 日本税法学会がありますが、税理士登録した時点で入りました。京都の税理士仲間は日本税法学会にたくさん入っています。望月先生もご案内の通り、当時、京都に在住されていた日本の税法学の草分けの中川一郎先生がおられます。その先生が京都の税理士さんと深い関係をお持ちであったことによるものと思います。当時、京都の若手税理士は、税理士登録＝日本税法学会に入るという流れで、私も入りました。

望月 京都大学でのご研究のテーマは？

浪花 税理士法に絞って研究させてほしいとお願いして、それを中心に研究させてもらいました。

望月 1994（平成6）年というと、清永先生がご退職の時ですね。

浪花 そうです。私がM1修了時に清永先生がご定年を迎えられました。したがって、M2のときは、清永先生の後を引き継がれた岡村忠生先生のご指導を受けました。修士論文の指導教官は岡村先生です。ただし、清永先生のご厚意で「清永ゼミ出身者の会」に所属しています。

望月 京都大学での2年間はどのような学修、研究生活を送られましたか？

浪花 当時私は40歳くらいだったと思います。その頃の京都大学法学研究科には社会人の学生もたくさんおられました。企業からの派遣、国税庁

からの派遣など5, 6名ほどおられたと思います。現職の弁護士さんもおられました。現役学生で同時期におられたのが現九州大学教授の渡辺徹也先生, 名古屋大学教授の高橋祐介先生です。

望月 修士論文のテーマは, やはり税理士制度に関するものでしょうか?

浪花 修論の中心は, 税理士法1条についての解釈論です。

望月 京都大学法学研究科を修了された後, 1997(平成9)年に本学の法学研究科博士課程後期課程に入学され, 三木義一先生のご指導のもとで研究を続けられたということですね?

浪花 従来, 本学は博士後期課程には社会人を受け入れていなかったと思います。たしか, 当時ちょうど, 実務専門家の社会人を博士後期課程に受け入れるという制度を導入されたように思います。それを機に三木義一先生にご指導を受けることにしました。三木先生は, 著名な税法の研究者でもありますし, 同時に税理士会とも深い繋がりをお持ちの先生です。私は税理士法をやっていたので, 先生の教えを請いたいと考えました。

望月 研究テーマはやはり税理士制度についてですね。

浪花 税理士制度の法的な研究です。手段としては税理士法の研究ですが, その最終目的は, 税理士が納税者の権益を擁護する職業専門家として発展的に成長していくことです。

望月 この時期にご一緒だった方は?

浪花 現香川大学法学部の佐々木潤子先生, 現広島修道大学法学部の奥谷健先生が, 私と同じ時期に立命館大学法学研究科博士課程後期課程に在籍されていました。

望月 後期課程在学中に『立命館法学』に「税理士試験免除に係る一考察」を執筆され, ドイツの判例についてお書きになっていますが, ドイツの判例は三木先生のご指導で採り上げられたということでしょうか?

浪花 もともと税理士制度をとっている国は世界的に少なく, ドイツ, 日本, 韓国, 最近では東ヨーロッパ諸国および東南アジア諸国の一部のみで

す。日本と韓国の税理士制度は、ドイツの税理士制度を模範としてつくられている部分が多々あります。そこで、ドイツでは税理士制度がどのように運用されているのか、日本と比較して検討してみたいと思ったのがきっかけですね。

望月 たしか、1998（平成10）年当時三木先生は、ドイツのミュンスターに在外研究に行かれておられましたね。

浪花 三木先生がドイツの財政裁判所に客員裁判官として滞在されていました。当時、京都で開業している税理士10人くらいが「ぜひドイツに税制視察に行こう」ということになりました。我々は「京都税制研究会」という研究会を立ち上げ、三木先生がドイツにおられる時にドイツの税事情、ドイツの税理士事務所および租税裁判の実態を視察に行ったわけです。三木先生が日本に帰って来られてからも、「京都税制研究会」は三木先生を研究顧問として数年間、外国の税制度、日本の税理士に当たる職業専門家等の視察・研究を続けました。ドイツの後は翌年にイギリスに行きまして、次年度韓国、次々年度中国を訪問しました。続いてオーストラリア、イタリアに行こうかと計画を立てていたのですが、諸事情により中断せざるを得なくなりました。

当時、ドイツの税に係る諸事情を視察し、日本とは異なる点が多々あることを知りました。一つは、ドイツの税理士制度では、税理士が税務訴訟の代理人をできるということです。長期間、原告納税者に関与してきた税理士が、訴訟の場でその代理人をできるということは、納税者にとってとても有利なことです。もう一つ重要な相違点は、ドイツの税理士さんや納税団体でのヒアリングで得た印象ですが、ドイツの納税者は、各資格制度間の独立性というか専門性をよく理解されている点です。つまり、「税に関する専門家は税理士」という考え方です。日本のように「各資格間に優位性が存在する」というような考え方ではありません。したがって、ドイツの税理士制度は、いわゆる「名称独占方式」を採っています。正確な表現ではありませんが、税理士と名乗れるのは、

税理士試験に合格した者だけです。税理士制度を有する韓国でも、近年このドイツの税理士制度の考え方に準拠した改正を行っています。それから、とくに印象に残っているのが財政裁判所の裁判官が非常にフランクだったことです。法廷のあと、我々はその裁判官と一緒に昼食を頂きました。その他、いろいろ考えさせられました。このドイツを訪問した時の報告書を月刊税理に「ドイツ税務事情見聞録」(上・下)に分けて掲載しました。これは一緒に行った税理士さんと、当時院生だった現香川大学の佐々木先生と分担執筆したものです。

望月 本学の後期課程には2000(平成12)年まで在籍され、その後、香川大学に赴任されたのが、たしか2003(平成15)年でしたね。

浪花 本来は2003(平成15)年4月からだったのです。しかし、当時私は税理士事務所を個人で開業しており、香川大学は国立大学のため兼職禁止。したがって、香川大学には私の息子が税理士登録をして税理士事務所の継承が完了する秋まで待っていただき、2003(平成15)年10月から正式に赴任することになりました。私が開業していた事務所は息子に承継したということです。私は税理士登録はそのままして、業務停止の届出を近畿税理士会に提出して赴任いたしました。

望月 香川大学でのご生活やご研究の環境はいかがでしたか？

浪花 以前からあちこちの大学で非常勤講師はさせてもらっていましたが、実際に専任教員として着任したのは初めてでした。香川大学はわりと町自体も大学もこぢんまりとしていて、のんびりと教育・研究ができる環境でした。学生自体は、他の地方国立でもそうだと思いますが、ある層、あるレベルの学生が揃っていました。学生の学力等がある程度揃っているため、授業の焦点が絞りがやすかったと記憶しています。本学に来て、私学は学生の学力等に幅がありますので、その辺が難しいと思いました。

望月 先生が香川大学に赴任されて、ちょうど私も翌年の春から本学に赴任して、ディベートによる学生交流を始めたのもこの頃でしたね。先生

も香川大学ではディベートを税法教育の中に採り入れておられましたね。

浪花 立命館大で後期課程に在学中、法学部のゼミや演習科目で三木先生がディベートの手法で税法の授業をされているのを見せていただきました。

望月 三木先生は、静岡大学在職時代から30年以上ずっと税法教育にディベートを活用されてきました。

浪花 そうですね。三木先生は、学部のゼミではディベートを採り入れた授業をされていました。さらに、本学法学研究科税法専攻の院生と近畿青年税理士連盟京都支部の税理士さんとのディベートもされていました。税法のあるテーマについてディベートを行うと、そのテーマに係わる多くの税法上の論点を研究しなければなりません。この効果が非常にいいのです。その辺を踏まえて、香川大学の税法ゼミでもディベートを採り入れることにしました。

望月 たしか2004（平成16）年の夏に、香川大学にディベートの手法や準備の進め方を伝えるために、本学の四国出身の大学院生が帰省がてら香川大学に指導に伺いましたね。

浪花 香川大の学部ゼミ生は、二人の本学の院生から2日間、みっちりディベートのルールと手法について教えていただきました。当時、立命館大の学生さんが蓄えたディベートに関わる情報を紙媒体でいただき、非常に参考になりました。

望月 たしか司法書士になった森明日香さんたちでした。

浪花 熱心に教えていただいて、学生も興味深く勉強させていただきました。その翌年に初めて立命館大でのディベート大会に参加させていただきました。当時から立命館大学はディベート大会を11月と12月の2回開催されていました。

望月 25年以上続いてきた青山学院大、大阪府立大、静岡大、立命館大の4大学大会（現在は青山学院大、関西大、名城大、立命館大の4大学）

と、もともと同志社大との「立同戦」だった2大学の大会ですね。

浪花 4大学間ディベートはいっぱいなので、2大学でやっているディベート大会にぜひ香川大学も入れてほしいとお願いしました。2大学のディベート大会は、当時、立命館大学税法ゼミと浅沼潤三郎先生が指導されていた同志社大学税法ゼミとで行われていました。先程お話しした大学院生のご指導がよくて、香川大学は初参加で初優勝しました。これは印象的でしたね。ただ立命館大は3回生が参加して、香川大学は4回生が中心でしたが……。学生時代の1年は大きな差があります。当時、同志社大の税法ゼミは、ディベートに関して香川大税法ゼミの2年ほど先輩でした。

望月 本学では私が赴任した頃から、ディベート大会は3回生が中心に出場して4回生は指導や支援をするという暗黙の了解事項がありました。先生が香川大学におられたのは5年間ですね。

浪花 その間にディベートにも学生が慣れてきまして、当時、後半では3連勝させていただきました。ディベートを授業に採用するメリットは、放っておいても学生が自分で勉強することです。香川大学には本学の共同研究室のような施設がありませんでした。そこで学生が食堂に集まって勉強していました。たまに私も食堂とか生協に行くこともあったのですが、できるだけ学生に会わないようにしました。それは学生だけで自主的にやってほしいという想いからです。学生たちは、夜遅くまで議論をしていました。

望月 自主的に互いに学びあうのがディベートのよいところですね。税法や関連法規の条文、判例の勉強もありますが、加えて学生のアイディアもグループワークの中でいろいろと湧いてきて、学生自身が考えて一緒に取り組んでいくこととなります。学生側からすると同じテーマを担当する同回生や指導役の上回生とのやりとりの中でテーマに関する税法問題はもちろん、その背景となる法律関係や社会状況も学んでいくこととなります。本学税法ゼミ生は、ハードなグループワークで「同じ釜の飯

を食った」仲間たちとは、卒業後も大変結びつきが強く、たとえば税理士や弁護士、司法書士の実務家になっても交流が続いている場合が多くあります。

浪花 通常のゼミの報告形式ですと、報告担当の学生本人は準備をしますが、他の学生は、深く勉強してくる学生もなかにはおりますが、一般的には報告を聞くだけになってしまいます。ディベートは、全員が一つのテーマについて数ヶ月にわたって研究せざるをえません。そして全員参加が重要な経験となります。ディベートで培った論理的思考力やコミュニケーション能力は貴重な宝として就活や将来にも生きてきますね。ディベートの準備は2、3ヶ月みっちりやりますので、就活で面接にいった時、「大学で勉強に関しては何をやってきましたか？」と問われれば、即座に「このテーマを研究してきました」とはっきり言えます。このときに自信を持って言えるのが有効で、学生からもそういう話をよく聞きます。あるとき、「配偶者控除は必要か否か」というテーマで、ディベートをしていました。そのディベートに参加していた学生が、就活の際、面接官が女性の取締役さんだったようです。その学生は面接官と配偶者控除についてディベートをしてきたと言っていました。結構、ディベート経験が有効に生かされているなと思いました。

望月 本学の学生でも国税専門官の面接に行ったら、自分が取り組んだ国際課税に関する複雑なディベートのテーマの案件を扱っていた方が面接官で、やりとりするうちに、あまりに細かい事実関係まで知っているので面接官の方が舌を巻かれて、いたく感心されたという話を聞いたことがあります。

浪花 ディベートはとても有効な教育方法ですね。

望月 そうですね。ところで先生は非常勤講師としてもいろいろな大学で教えておられますが、大阪商業大学が最初ですか？

浪花 当初は主に会計学に属する分野の講師をさせていただきました。大商大では、税務会計を担当いたしました。税務会計も分類からすると会

計学に属します。龍谷大学経営学部では、財務分析、実務の立場からの講義を担当させていただきました。本学では当初経営学部で会計入門を担当しました。1 回生全員が取る必修科目です。履修者が多いので結構大変な授業ではありましたが、楽しく担当させていただきました。主に会計に関するものが多かったですね。

望月 本学の法学研究科では、2000（平成12）年から法人税法を3年間教えておられましたね。

浪花 そうです。2000（平成12）年から法学研究科で法人税法を担当させていただきました。法人税法では、所得金額の算定構造が法人税法22条に規定されています。同条4項に当該事業年度の収益の額及び原価、費用等の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」と規定されています。つまり、法人税法の益金の額および損金の額は、基本的には会計に依拠して算出されることになっています。会計と法人税は密接な関係にあります。税法だけでは処理できないのが法人税法で、私が以前から会計学について研究してきたこともあって、法人税法が取り組みやすい税目だったのですね。

望月 その点では、ご研究でも法人税法と税務会計の接点の問題についても取り組まれておられますね。非常勤講師では、京都学園大学法学研究科、龍谷大学法学研究科、京都女子大学法学部でも税法を教えておられました。

浪花 大学および大学院での担当科目は法人税法と所得税法がメインでしたね。

望月 次に、税理士としてのご経歴やお仕事について伺いたいと思います。そもそも税理士になられたのはどういうきっかけでしょうか？

浪花 はっきりした動機はないのですが、それまでは会計や税法とは関係ない民間企業にいました。たまたま勤務先の近くに経理専門学校がありまして、夜間に一回行ってみようかと思ったのが最初です。簿記から始めるのですが、やってみると性に合ったというか、すんなり理解でき

て面白いなと感じたのです。その後、簿記、会計を仕事とする業務はないかと探してみると税理士と公認会計士があったのです。公認会計士は当時から多くの科目を一時に受験しないといけないということで、社会人で仕事を持っていると難しいので、税理士からやってみようかと思いました。税理士は科目合格制度ですから1科目ずつ受けられます。何年かにわたって科目合格を積み重ねていけるのです。それで税理士試験を受けてみようかと資格試験にチャレンジした次第です。これも順調に2年半で5科目合格することができました。当時、私は33歳くらいでしたので、転職するならこの時期しかないと思い、公認会計士事務所に転職してこの業界に入ったという流れです。

望月 そちらで2年間実務を経験されたのですね。

浪花 税理士登録するのに2年間の実務経験が必要です。私は年齢の件もありましたので、その事務所にぎりぎり2年間勤務させていただいて、所長先生にご相談してすぐ独立させてもらいました。そして、1985（昭和60）年に浪花健三税理士事務所を立ち上げました。

望月 それから先ほどお話しいただいたように、2003（平成15）年に息子さんに譲られるまで約20年間税理士の実務をされていたということになるのでしょうか？

浪花 実務をやりつつ、その間に大学院にも通いました。最初、滋賀大学に行ったのも、税理士を開業しても簡単に仕事先が見つかるわけではなく、時間があつたので滋賀大学の大学院に行ってみよう、という複合的な理由がありました。

望月 税理士としてのお客さんは地元の方々が中心ということですね。

浪花 税理士の場合、関与先としては最初知人、友人、親戚から始まり、だんだん銀行の紹介、自分の関与先の紹介というふうに進んでいきます。税理士としては、この関与先に新たな関与企業を紹介してもらうのがベストなのですが、それだけで事務所を維持することは難しいと思い

ます。そこで、いろいろなルートで事務所の業務を広げていくことになります。私の場合は、大学院での研究活動や大学等で非常勤講師をしていた関係で、急激に事業を拡大するのではなく自然増で、無理せずに税理士事務所を運営していくことにしました。

望月 お客さんがお客さんと呼ぶということでしょうか？

浪花 そうですね。それがベストです。

望月 また、先生は税理士会での役員も経験されておられますね。以前、たしか研究や研修関係を中心に近畿税理士会の研修副部長をされていたというご経験を伺ったことがあります。

浪花 税理士をやっている時に大学に非常勤講師に行ったりしていましたので、税理士会での活動も研修中心になりました。税理士会の中にもいろいろな委員会がありまして、そこに属さないといけないわけではないのですが、私は、興味ある分野の委員をさせていただきました。税理士を名乗る場合、税理士業務を行う場合は、税理士となる資格を有する者が、各単位会（全国で15単位会）に登録する必要があります。そして各税理士が税理士会を通じて活動することにより、税理士業界全体が発展してきた経緯があります。当時、近畿税理士会には研修委員会がありました。私はそこに所属いたしました。

後半の4年間は、近畿税理士会の研修副部長の立場で仕事をさせてもらいました。その中で印象に残っているのは、毎年日本税理士会連合会が主催する日税連公開研究討論会に参加したことです。この研究討論会は、毎年、全国の単位会の中から2単位会が日頃の研究成果を報告する形で開催されます。東京会は規模が大きいので1単位会で担当していたと思います。7年から8年に一回、各地区の単位会に当該研究報告が回ってきます。私が研修部にいた時、近畿会は北陸会とペアで大阪にて開催されました。そのときのテーマは、「租税回避」でした。租税回避の問題は、税法における永遠のテーマでもあります。租税回避をめぐる諸問題について、実務家の視点から租税回避をどうみるかについて近

畿税理士会の研修部の会員がグループ発表させてもらったことは大変印象深く記憶に残っております。

1998（平成10）年、その報告書をまとめて出版いたしました。当時は大阪府立大学教授の田中治先生（現同志社大学教授）監修、近畿税理士会編で『税理士と実務家のための租税回避行為をめぐる事例研究～裁判に学ぶ税務判断の指針』として清文社から出版いたしました。当時、近畿税理士会が、「租税回避」を選んだことについて、ある筋より「税理士が、租税回避云々を研究するのはおかしい」との指摘を受けたような記憶があります。その結果、この本のタイトルが、このようになったと記憶しています。

一方、税理士は各地区に税理士協同組合をつくっています。税理士会は公益法人で基本的には営業活動はできないわけです。しかし、税理士としてもグループでやった方がいい業務、営業活動があり、その受け皿として各地区に協同組合をつくっています。京都にも京都税理士協同組合があります。加入率90%程度だと思います。税理士会は強制加入ですが、協同組合は任意加入です。そこでも研究事業をやっていて、私は研修担当委員をしていました。その頃、京都税協は税理士事務所の職員向けの研修講座を開いていました。当時は、それ以外に税理士試験の受験対策講座もやっていました。この講座は一時期盛んだったのですが、大原簿記学校やTACなどが京都にできまして、税理士が各自の知識や技法で受験の手助けをする時代は終わりました。私が研修担当理事をさせていただいた後半の京都税理士協同組合の研修活動としては、税理士事務所の職員を集めて税務の事案ごとの研修や研究者等をお招きして税理士向けの研修会を開催いたしました。確かこの研修企画の収支は赤字が多かったように記憶しています。しかし、この企画は協同組合員さんへの利益還元の一つであるとの認識のもと継続され、今でもこれらの研修企画は継続されています。

望月 次に浪花先生の学会活動について伺いたいと思いますが、先ほど

おっしゃったとおり税理士に登録されたときに日本税法学会に入会され、1997（平成9）年から理事に就任されて現在まで務められておられます。日本租税理論学会には、1998（平成10）年に入会されて、2008（平成20）年から運営委員、2011（平成23）年から常任理事になられております。これらの学会でのご活動はどのようなものでしょうか？

浪花 日本税法学会は、税法分野では規模の大きい学会で、会員は約1000名です。おそらく会員の8割強が研究熱心な税理士さんではないかと思えます。私は日本税法学会で組織担当委員を長年させていただいております。税理士さんなどに加入していただくための会員増強担当のようなものでしょうか。あまり貢献できていないのですが、日本税法学会にはいくつかの地区が存在しています。私の場合は、関西地区所属です。関西地区では、毎月1回、関西地区研究会が長年開かれています。主に同志社大学で開催されます。そこでは、研究者や関西在住の税理士や弁護士等の実務家の研究報告が行われます。最近では、参加者も増加して活発な議論が交わされています。日本税法学会の機関誌「税法学」は、2013年11月の発刊で570号になります。日本租税理論学会は、三木先生のおすすめで入れていただきました。こぢんまりとした学会で、会員は300名くらいでしょうか。この学会も学会員の5割程度は税理士ではないかと思えます。

望月 日本租税理論学会は、税法学だけではなく財政学や税務会計学、3つの分野の研究者と実務家からなる学会というのが特徴の学際的な学会ですね。

浪花 そこがこの学会のユニークなところですよ。税法学、財政学、税務会計学の各分野の研究者や実務家が、消費税導入を機に1989（平成元）年に創設された学会です。税法学分野の創設者は、本学法学部ご出身の日本大学の故北野弘久名誉教授です。私は、2008（平成20）年から昨年まで日本租税理論学会の運営委員をさせていただきました。この学会の大会企画に5年ほど携わって参りましたが、3分野に共通するテーマを選

ぶのが非常に難しいのです。特に困るのは会計学の分野です。法人税法に関するテーマだと会計的視点から研究できるのですが、それ以外の分野では会計学の視点からの関わりが難しいため、テーマ選びに苦戦した記憶があります。しかし、よいテーマの場合、3つの視点から学際的な研究がなされます。この点がこの学会のよさでもあります。日本租税理論学会は、元々消費税導入に疑問を持って設立された学会ですので、テーマとしては消費税に絡むものがどうしても多くなります。

望月 ここからは浪花先生のご研究の具体的中味について伺いたいと思います。先にもお話しになったとおり大学では税理士制度を中心にご研究を進めてこられたということですね。

浪花 そうです。私は税理士をやっていたから、税理士制度を税理士法の視点から研究してみようと思いました。結構、日本は資格がたくさんあります。しかし、資格を取ることによって独立開業できる資格は少ないのです。そのうち、独立して業務ができる資格の一つが税理士資格です。税理士制度は、その創設に紆余曲折があったため、その制度にいろいろな問題が存在しています。その制度をどのように理解すればよいのか、また、どのように改正していけばよかに興味があり、税理士制度を税理士法の視点から研究していこうと思いました。

望月 税理士制度が導入されたのは、太平洋戦争当時の1942（昭和17）年からですね。

浪花 もっと前の明治時代から一応、税理士に似た職業はありました。しかし、当初は、税務に関する知識を悪用して金儲けをする人たちがいたようです。その当時は、そのような職業を行う人は警察署に届け出をする必要がありました。現代の風俗営業のような感じですね。このように、税務を職業としていこうかという人々が現れたのは明治時代ですが、現代の税理士のような制度になったのは1942（昭和17）年、税務代理士法が制定されたときからです。これらの制度は、明治からいつも戦争にからんで変遷してきました。日清戦争、日露戦争、太平洋戦争と、

そのたびに制度が変更されてきました。税理士制度の導入の目的は、当初、戦費調達のためだったのかもしれませんが。そのせいでしょうか、税務代理士法は、官僚統制がきわめて強く、その内容は税務代理士に対する取締法としての性格を多分に有していました。

望月 戦後、シャウプ勧告を経て、現在の納税者の代理人としての税理士制度になったわけですね。

浪花 1947（昭和22）年に所得税、法人税、相続税に申告納税制度が導入され、それに伴い税務代理のあり方について問題が生じてきました。そんな折、アメリカからシャウプ税制使節団が来日し、当時の政府に対してシャウプ勧告を行いました。その勧告の中でシャウプ博士らは、適正な帳簿を基礎とした所得課税を推進するため、所得税と法人税について青色申告制度の導入を進めました。さらに、税務代理士制度についても言及し、勧告書は納税者のためになる税務代理人制度が必要であるとし、現行の税理士制度創設を勧告しました。それを受けて政府は、1951（昭和26）年に税理士法を制定しました。それが現行の税理士制度の起源になります。

望月 税務代理士まで遡ると税理士制度は、ちょうど70年の歴史があるということですね。その後の変遷は大きな改正が何度かありましたが？

浪花 第2次、3次、4次があって、現行法は第4次改正法です。さらに数年後には第5次改正を控えています。各改正時にはいくつかの目玉となる改正がありました。

望月 とりわけ第3次改正で税理士の使命と役割について、第1条の目的が定められたことが大きな改正ですね。

浪花 第3次改正が1980（昭和55）年に成立し公布されました。改正内容でまず注目されるのは、税理士法1条の改正です。以前同条は「税理士の職責」というタイトルで「税理士は、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、……納税義務を適正に実現し……」と規定されていました。改正理由としては、旧法の「税理士は中正な立場において」と

いう文言が難解であったことにあります。「中正」とはどんな立場かという議論がありまして、それを受けて第3次改正ではこの文言等が変更されました。改正後、タイトルは「税理士の使命」と同条の内容は「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、……納税義務の適正な実現を図る……」と変更されました。しかし、「独立した公正な立場」という文言、これまた難しい。いかようにも解釈できるのですが、前の「中正な立場」よりは理解しやすくなったと言えるかもしれないですね。

望月 税理士法には、「義務の適正な実現」が条文に出てきます。憲法30条を受けてだと思いますが、従来から納税者の権利や利益を擁護するという税理士の立場を1条の中に、もっと明確に採り入れるべきではないかという議論がありますが？

浪花 そうです。1966（昭和41）年、日税連は「税理士制度調査会」を設置し、国民的立場から税理士制度のあり方を検討しています。当時は北野先生が日本税理士会と関係を持っておられました。このような経過があり、日税連は1972（昭和47）年に「税理士法改正に関する基本要綱」をまとめました。この「基本要綱」第1条には、「税理士の使命」として「納税者の権利を擁護し、納税義務の適正な実現をはかること」という文言が入れられています。日税連は、税理士法に規定されている「建議」にしたがい、政府、国会議員等に「基本要綱」の意見を汲み取り、それに基づく速やかな税理士法改正を要望しました。しかし、その実現がされないまま年月が経過し、1979（昭和54）年に第3次税理士法改正案が国会に上程されました。この時点で日税連は、自らが作成した「基本要綱」を凍結する決議をしています。私見ではありますが、「凍結」の状態は今も続いているといえます。推測ですが、当時、課税庁等から日税連に対してなんらかの圧力があったのだと思います。結局、第3次改正では、「納税者の権利を擁護する」という文言は削除され、現在のような「義務」だけが入った税理士法1条となりました。

望月 次の税理士法改正に向けても、税理士が納税者の権利と利益を擁護するという使命を条文に入れようという話は続いていますよね。

浪花 そうです。望月先生が研究なさっておられる「納税者権利憲章」とも関係してくるわけです。第3次改正では、1条の改正以外に重要ないくつかの改正が行われました。例えば、税理士業に関しては、その範囲の明確化や付随業務の新設です。この付随業務は同法2条2項に「税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行……を業務として行うことができる……」と規定されました。しかし、いわゆる会計業務は誰にでもできる無資格業務です。したがって、この規定をどう解釈するかは、現時点でも問題を有しています。その他、以前は存在していた税務職員に対する優遇措置「特別税理士試験」が廃止されました。この「特別税理士試験」とは、本来の税理士試験科目である「簿記論」と「財務諸表論」にかえて、税務職員が受けられる試験で、非常に簡単なものであったといわれています。しかし、改正後は、この「特別税理士試験」が「研修とその修了試験」に代わっただけで、税務職員に対する優遇規定は存在しているといえます。その他、この改正で税理士に対する懲戒処分権者の変更や税理士の登録制度の変更が行われました。

望月 前回の第4次改正で大きいのは、やはり補佐人制度の導入ですね。

浪花 そうですね。税理士業務は税理士法2条にあって、従来から3つの業務が規定されていました。税務代理、税務申告、税務相談です。この3つが税理士の独占業務とされています。公認会計士法、弁護士法等、職業立法されている業種は、それぞれ独占業務があります。そのための立法でもあります。実務において税理士は、普段関与している納税義務のいろいろな取引、もちろん会計取引が主ですが、関わっています。日本は申告納税制度ですから、税理士は納税者の税務代理として申告書等を所轄税務署長に提出します。課税庁は質問検査権を持っていますから、その納税者に対して税務調査に来ることがあります。調査した結

果、申告是認、修正申告をする、更正される場合等があります。更正等があった場合、納税者とその税務代理である税理士は、通常、次に異議申し立てを経て、国税不服審判所に審査請求をします。しかし、税務代理としての業務はここまでです。国税不服審判所で納税者が負けた場合、その納税者は裁判所に訴えることとなりますが、そうすると弁護士法が関わってきて、裁判所での代理人は弁護士の独占業務です。今までその納税者の事案に携わって国税不服審判所でも争ってきた税務代理の税理士が、司法の場になったとたん、当該事案に関与できなくなるのです。おそらくそこでバトンタッチされた弁護士も細かい税務処理などの事情がよくわからないまま、裁判所で納税者の弁護をすることになります。納税者にとっては不利益があるだろうと、以前から言われてきました。ドイツの場合はドイツ財政裁判所があり、そこでは税理士が代理人をすることができる制度になっています。日本もそれに習ってそういう方向に行こうという税理士法改正の動きがあったのですが、なかなか弁護士会の反対意見も強くて、うまくいきませんでした。そこで民事訴訟法で決められている補佐人制度を利用して、当該事案に携わっていた税理士を補佐人として出廷してもらうことを申請する動きがありました。しかし、これについては従来から裁判所の判断が統一されています。医療事件、航空機事件等なら法律以外の技術的なこと、医療のことについては補佐人を必要とする場合がある。しかし、税法は法律のうちですから、そうなるならあらゆる法の専門家である弁護士が代理人をしているのに、わざわざ税法の補佐人をおく必要がないというのが当時の裁判所の統一的な見解でした。そのため、実際には補佐人として税理士を立てることができない状況が続いていたわけです。これを何とかしたいという動きがあり、第4次改正で補佐人として裁判所の許可を得ずに納税者が要求すれば税理士が補佐人として出廷できる制度ができました。しかし、この改正法の条文についても弁護士会から反対意見があり、最終的な法案では税理士法第2条の2に「税理士は、租税に関する事項につき

て、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに
出頭し、陳述をすることができる」と規定されました。「弁護士とともに」
でないといふ補佐人ができない。それを法改正の最後の作業の過程で挿
入されたのです。弁護士会からの強い要望でした。この文言がなければ、
納税者と補佐人である税理士とで裁判を行うことができってしまうと
いうことで、現行の条文のとおりになりました。一応、裁判所の許可が
なくても、納税者が希望すれば税理士が補佐人として法廷に立てること
になったのは事実ですから、この改正により納税者の不利益は一部解消
されたことになります。私見としてはドイツを見習い、さらなる改正を
望みます。もちろん、そうなるとう税理士試験科目も考え直さなければな
りませんが……。

望月 最近の調査では、補佐人としての税理士の関与率は3割くらいと言
われていますがいかがでしょうか？

浪花 そうですね。徐々に増えています。そして、税理士を補佐人にした
結果、納税者に有利な判決が下される傾向はあります。

望月 そうですよ。先生のお話ではもともと税理士と弁護士の利害が対
立していたようですが、最近では両者が協働して「タッグを組んで」よ
り円滑に訴訟が進んで、納税者に有利な勝訴判決が下されることも少な
くないように思います。

浪花 現在、司法試験には租税法も選択科目に入ったわけですが、以前は
受験科目にもなく、税法がご専門の一部の弁護士以外は、税法事件を実
際は受けたくなかった、というのが本音ではないでしょうか？ 過去の
事例をみても負けているケースが多く、税法について、従来は裁判官、
弁護士の先生方はあまりよくご理解いただけていなかったように思いま
す。

望月 最近、本学の水野武夫客員教授や山名隆男法務研究科教授のよう
に税法事件をご専門とする弁護士の先生方も増えてきているように思い
ますが？

浪花 ただ一般の弁護士事務所は、通常、税法とは無関係です。そのような弁護士さんが税務訴訟にあたると、相手方はプロの訟務官が出てきますので、負けてしまいます。その点、訴訟に関する知識や法廷での技術についてはほぼありませんが、事実の理解やそれまでの経緯について理解している税理士が、補佐人として法廷に立てるということは、納税者にとって有利な展開になっていると思います。

望月 税務訴訟では、被告国側は指定代理人である訟務官に加えて、国税から出向した裁判所調査官がいて、そもそも不利な状況にあると思いますが？

浪花 納税者は2対1で争っているようなものです。第4次改正では、補佐人の創設以外にいくつかの重要な改正がありました。「税理士法人」制度の創設や税理士試験制度の一部変更です。この試験制度の変更については、我々税法の教員に対しても関係がある「税理士試験免除」の変更があります。いわゆる「修士取得による科目免除」ですね。

望月 第4次改正では補佐人制度の導入が大きな論点でしたが、今議論が進みつつある第5次改正では、日本税理士会連合会と公認会計士会協会がそれぞれ対立する意見を出していますが？ 今回は、税理士法3条「税理士の資格を有する者」というところが大きな焦点ですね。

浪花 第5次改正、数年内に行われる予定ですが、その目玉は税理士法3条、税理士資格の問題です。以前から何回も問題にされてきたのですが、今回の改正でやっとその中心的テーマとされました。税理士法3条3号と4号の問題です。職業立法に基づく国家資格には、その資格取得について各法に規定されています。税理士となる資格は、まず、税理士試験に合格した者。それ以外に2号では、税理士試験科目免除により5科目合格となる者。これは、税理士試験が、科目合格制度を採っているためです。いくつかの科目免除を受けた結果、トータルで5科目合格したことになり、税理士資格を有することになる者です。今回問題とされているのは同条3、4号で、弁護士、公認会計士が自動的に税理士資格

を有する者になるという規定です。細かい規定では、弁護士と公認会計士の場合は違います。弁護士は弁護士の名称で、ある程度の税理士業務ができます。公認会計士は第4次改正で税理士登録をすれば、税理士業務ができると変更されました。この弁護士、公認会計士が自動的に税理士ができるということについて問題があるのではないかという指摘を、従来から税理士会側はしています。職域で弁護士、公認会計士の収益にも影響する話ですから、各会は黙っていません。最近の動きとしては、各会は既得権確保のため、新聞等への広告合戦で自己主張を展開しています。

望月 現在の税理士の登録者数は全体で約7万人とされていますが？

浪花 7万人余りが登録しています。税理士業務は、原則、税理士となる資格を有する者が、税理士会に登録して初めて行うことができます。

望月 弁護士、公認会計士で税理士業務をやっている方々の人数は？

浪花 この「特例」ともいえる制度での税理士資格取得者数が多いのが現状です。日税連がまとめた2012（平成24）年度の税理士登録実績によると、平成24年度末時点での税理士名簿登録者数は73,725人です。そのうち、33,814人（45.86%）が試験合格者、試験免除者は23,244人（31.53%）、特別試験合格者が8,035人（10.90%）、公認会計士が8,063人（10.94%）、弁護士が491人（0.66%）等登録しています。また、平成24年度の新規登録者数は3,012人で、そのうち試験合格者は1,017人（33.77%）、試験免除者は1,423人（47.244%）、公認会計士が519人（17.23%）、弁護士が52人（1.73%）等となり、試験免除者数が試験合格者数を上回っています。弁護士さんはこの時点では少ないのですが、弁護士数が増えているので今後税理士登録をする人も増えてくると思います。ただし、弁護士は登録しなくてもある範囲で税理士業務ができるので、これらの数値には反映されてきません。試験合格者の統計にはマジックがあり、税理士試験の場合は5科目合格した時点で税理士資格を有するわけですが、5つ目の科目が何であったかにより、試験免除者か

試験合格者に分かれています。大学院で2科目免除を受けていて、先に税法1科目に合格し、税法科目が合計で3科目になると免除申請ができます。その後、簿記論と財務諸表論の会計科目を受けて合格すれば、統計的には試験合格者に入ります。逆に簿記論、財務諸表論が受かっていて、その後に免除申請を出した場合は、試験免除者に分類されます。したがって、本来の5科目税理士試験合格者の数値は、この統計よりもっと低いことになります。

望月 難しい問題ですが、浪花先生は弁護士、公認会計士の税理士業務への参入についてどのようにお考えでしょうか？

浪花 一昨年、日本税法学会の「税法学」に書かせていただきましたが、もともと各士業、免許資格制度の前提は国家試験を受験して合格することが前提だと考えます。司法試験と公認会計士試験は従来から一括合格試験方式ですし、税理士試験は科目合格制度ですから、当然司法試験、公認会計士試験が難しいと思います。ただ、難しい試験を受かっている人は、より簡単な国家資格についてはその資格試験を受験せずとも、その者にその資格を与えてよいのかというと、それは別問題です。全く同じ業務をやる、同じような受験科目を受けている場合は、より多くの試験を受けている、より多くの業務をカバーしている有資格者が、下部にある資格を有することになるのは当然です。

しかし、弁護士は司法試験という独立した国家試験の合格者です。公認会計士試験も同様です。最近の公認会計士試験には、改正で租税法が、実質は法人税法が中心ですが、加えられました。その意味では、公認会計士試験と税理士試験科目は一部重なるところはあります。しかし、完全に重なっているわけではありません。司法試験、公認会計士試験の中に税理士試験が試験科目の内容として完全に入ってしまう状態ではありません。重なっている部分もあれば重なっていないところもあります。そこで司法試験や公認会計士試験合格者に税理士資格を与えていいのかということが問題となります。たとえば、大学入試で東京大学の

入試は難しい。だからといって、東京大学に合格した者が日本のどこの大学にでも入れるのかということそうではありません。各大学の入学試験に合格しなければなりません。独立した国家資格である税理士資格があるというのであれば、その資格を得るためには税理士試験を受けて、それに合格することが当然必要だと考えます。弁護士も公認会計士も難関試験を通っているのですから、少し勉強すれば税理士試験に合格できるはずです。税理士試験は科目合格制度ですから、両資格試験にない科目のみを受験すればよいのですから……。このような考え方が、日税連が要望している第5次税理士法改正の趣旨です。

望月 先生のお考えでは、公認会計士には税法科目として、所得税法や相続税法を受験していただくということでしょうか？

浪花 公認会計士試験の租税法1科目で税理士試験の税法科目3科目をカバーできるとは思えません。名称として租税法とカバーできる名前になっていますが、実質的には違いますので……。

望月 司法試験の租税法は、所得税法を中心に一部法人税法と手続法など、また公認会計士試験は法人税法を中心に消費税法なども含んでいますよね。そうしますと、それぞれの試験でカバーしていないところの税法科目を中心に両者に受験するようにということでしょうか？ それに弁護士は司法試験にはない会計科目を受験するということになりませんが、先生のお考えとしてはいかがでしょうか？

浪花 はい、その通りです。この考え方は、私の意見というだけではなく、日税連としての考え方でもあります。各国家資格を管轄している各省庁が縦割りになっていて、各国家資格を自分の省庁が所管していることが既得権になっているようにも思えます。同じような分類に属する国家資格は、統一的な試験科目を設定して特定の科目に合格した場合、合格した科目に応じてその資格を与えるような試験方式にすればよい。その者がさらに他の資格をとりたい場合は、すでに合格していない科目のみを受験し合格すればよいでしょう。そういうふうにすると試験を行う

側も受験する側も費用負担が減少し楽になるのではないかと思います。実際は省庁間の既得権があるので難しいでしょうが、それができれば、士業間における職域争いもなくなるのではないのでしょうか。

望月 税理士試験免除については、大学院における研究による免除と国税職員への免除がありますが、浪花先生はいかがお考えでしょうか？

浪花 大学院の免除は、今の職業がそれに関わっているところで発言しにくいところもあるわけですが、以前は税理士資格取得はすべて税理士試験合格者でなくてはいけないと考えていました。今の立場になると違う側面も見えてきて、考えさせられます。大学院にもよりますが、本学をはじめ税法の専任教員が在籍している大学院ではかなり大学院で税法に関する学修や研究を行うので、2科目免除になっても税理士試験を受けるのと同等以上の能力を持っていると思います。

望月 本学の院生を見て、2年間のトータルの勉強の量を考えると、税理士試験の2科目を受験した方が負担軽減になるという側面もありますね。また、憲法や民法、行政法など、税理士の実務に必須な法律の勉強をみっちりやらなければなりませんから、少し手前味噌になりますが、「法律家としての税理士像」を考えると望ましい側面もありますね。

浪花 現行の税理士試験は、丸暗記の試験でなおかつ通達を知っているかどうかの試験ですから、納税者の権利や利益を擁護するような税法解釈や税務処理を行う訓練はできていません。それに対して、本学のような大学院で勉強すれば、納税者の立場にたった税法解釈を中心に勉強や研究を行うので、実務に携わるようになったとき納税者の立場からの税法解釈や税務処理ができるのではないかと考えています。全国的に果たしてすべての研究科で、そういう内容が行われているかどうかは問題がありますから、そこは進学先の大学院をよく選ばないといけませんね。

望月 それは大学院の教育内容とクオリティの問題ということでしょうか？

浪花 これに関連しては、第4次改正前ですが、私が近畿税理士会研究部

副部長をしていたとき、個人的に首都圏、東海、近畿圏の大学院に対して「修士号取得による税理士試験科目免除」について、その認識度合いとこの制度に対する意見をアンケート方式により伺ったことがあります。日税連が発行している「税理士界」という機関誌1134号にその結果を掲載しました。アンケートによると、90%以上の大学院の研究室に「税理士試験免除」が目的であると思われる学生がおり、この学生が研究室の半分以上占める大学院は全体の30%に上っていました。しかし、試験免除規定については、このまま継続すべきとの意見はわずかに20%程度で、“ダブルマスター”はやめるべきとしているのは約30%、免除制度は全廃すべきとの意見も10%ありました。この修士号取得による税理士試験免除は、第4次改正でかなり縮小されました。しかし、この税理士試験科目免除については、まだ問題は山積されています。

研究による免除と同様に、所定の期間勤務した国税職員に対する税理士試験科目免除の規定が存在します。税務職員は、税務に関する実務を長年行って、国の立場から税法を解釈する側に立っているわけですから実務経験は豊富です。したがって、税法に関する税理士試験科目を免除することは絶対に悪いとは言えないと思います。ただ、現行法では税務職員としてどのような業務をやってきたかは関係なく、単純に職員であったことが前提となっています。税法に関しての能力、知識が長年にわたって培われたかどうかは、その者が税務職員として何をやってきたかによって判断されるべきではないかと思えます。また、税務職員であった方は、会計学に関する知識や能力が必ずしも十分であったかどうかはわかりません。そのため、税理士試験の会計科目に当たる部分は、税務職員が特定の研修を受け修了試験に合格したことにより会計科目合格にかえられるようになっています。ただ、聞くところによると、その修了試験はそれほど難しくないようです。また、このような「研修方式」を採用するのであれば、税理士会の自律性の観点からも当該研修の主催者は日税連でなければおかしいと思えます。

望月 最近の税理士試験の傾向として、簿記論と、財務諸表論の会計科目の難易度が上がっていますからね。

浪花 部分科目制度ですから、一科目ずつが深くなります。従来の公認会計士試験のように一括で多くの科目を受けるより、各科目の問題が細かい内容になります。受験者は大変ですが、実際そこまで税理士の実務にいかどうかは問題があるのですけれど。試験のための試験になっているとも言えます。税理士試験を受けて税理士になるのがよいのですが、次の段階としては税理士試験の内容、どういう試験を実施するかが重要です。弁護士や公認会計士の試験委員は、大学の研究者や実務家ですね。それに対して残念ながら税理士試験は簿記論、財務諸表論に関しては研究者、実務家ですが、税法科目は国税の方と実務家のペアになります。そして、その実務家は、主に国税出身の実務家が多いように思います。ある意味、国税の職員になる試験のような感じすらあります。そういう意味で税理士試験は改善が必要です。そして研究者、実務家が試験委員になり、試験の内容は通達を知っているかどうかではなく、正しく税法が解釈できているかどうかを問う試験内容に変えていく必要があります。

望月 現在の税理士試験の税法科目は、少し改善してきた点もありますが、基本的に法令の条文と通達の暗記と、それを一字一句間違えずにひたすら書いていく試験ですね。具体的な事例を上げて裁判所の下した判例や裁判例、国税不服審判所の裁決例などもふまえて税法条文を解釈する力を試すような試験にする必要がありますね。

浪花 試験用の税務六法を持ち込んで、どう考えるか、考えさせる試験をやるべきでしょう。

望月 司法試験は六法を持ち込んで、具体的な事例にそって税法条文の解釈や適用のあり方を考える問題になっていますね。

浪花 税理士制度を発展させるには、税理士の主流が税理士試験に合格した者になってほしいですね。そうになると、やはり、試験内容が重要に

なってきます。

望月 国税の OB や OG の方も、国税におられた時の税務知識を駆使されて、納税者の権利や利益を擁護するため頑張っておられる方もいますよね。

浪花 そうですね。たくさんおられますね。

望月 反面、新聞紙上を賑わせているような、国税出身の税理士の起こした事件も問題になっていますね。

浪花 最近では大阪の税理士の事例がありました。数年前は税理士と税務職員が共謀して納税者を騙し、本来所得があったにもかかわらず、所得が0だったように税務署に申告しておいて納税者には普通に申告したと偽って納税資金をポケットに入れる事件もありました。その他、脱税を指導する税務署 OB の税理士がいたという事件が有名ですね。そこで不思議だなと思って調べてみると、その OB の人は在職中に税務署を懲戒解雇されていました。税務行政を行う部署で懲戒解雇された方が、簡単に税理士登録できているのはいかがなものでしょうか？

望月 問題を起こして解雇された人が、逆にその職業分野のプロの資格を得られるというのは大きな矛盾ですね。

浪花 同じ職域の中で違う仕事として復帰しているところに、若干、問題があるかなと思いますね。税理士法でも懲戒処分を受けたら登録できない文言はあるわけですが、3年とか一定の期間を経れば登録できます。この規定が悪いとは言えないのですが……。そうでないと過去に一度過ちを犯すと社会復帰できないことになってしまいます。それがよいのかどうか？ 職業選択の自由もあります。ただ、今の税理士業務でいうと、現行法では税理士法3条で税理士となる資格有していてもそれだけでは税理士にはなれません。税理士となるには、その資格を有している人が税理士会に登録をして初めて税理士となれるのです。税理士登録する段階で本人に欠格事由がある場合、懲戒免職を受けていた場合、税務職員が特定の事件を担当していたとかの場合、その者は数年間税理士登

録ができないという規定があります。しかし、所定の期間を過ぎると現行では登録できるようになり、この登録の際の審査は形式的に行われすぎていていると思います。登録する場合、登録調査委員会という審査する機関がありますが、審査が形式的になっているのではないかという気がします。税理士法3条に定められている税理士の資格を有する者については、その要件は当然にクリアしているのですが、さらにその資格要件の内容を精査し、自主的に登録調査を行ってから登録を承認するという税理士会の自主的な判断が必要ではないかと思います。登録が仮に拒否された場合、その者は不利益処分で不服を申し立てることができます。弁護士登録に際しては、結構、この資格審査ではねられているケースがあります。その結果、登録拒否について裁判になった過去の事案もあります。

望月 そういう意味で税理士会の登録時のチェック体制を見直したらどうかということでしょうか？

浪花 職業専門家であるための要件の一つに弁護士会、税理士会等の自治権確保の問題があります。弁護士会の自治は保たれていますが、公認会計士会、税理士会の自治は不十分です。今後の改正で、その点についても法律での手当が必要ですね。

望月 今後、税理士制度は税理士法の第5次改正に向けて、税理士会として税理士業界として進むべき方向を考えて行かなければなりません、浪花先生はどのようなご意見をお持ちでしょうか？

浪花 税理士法3条で税理士の資格が国家試験1本になれば、すっきりしますが、いろんな経験をもっている方が税理士になるのも有効ですから、税理士が登録に際して自主的に判断できるシステムづくりをするのもよいかもかもしれません。税理士会全体が向上する方向で進んでいけばよいかと思います。ただ同じような業種で、弁護士も公認会計士も増えています。現状、弁護士はそれほど仕事が増えていません。公認会計士も同様です。税理士の急激な増加は近年ありませんが、現行の税理士法

3条では、弁護士や公認会計士の税理士業務への参入はますます増えていくでしょうね。税理士業務は、日本の90%を超える中小企業を相手にしていますから、その業務に係るベースは広いと言えますから。

望月 そして、経済や社会状況の変化とともにますます税制は複雑化してきますからね。

浪花 そういう意味では仕事としては十分広がりもあります。ただ、同法3条をしっかりとっておかないと他業種と入り乱れて、つまらない職域競争になりますから、整理しておくことによって、将来の税理士制度がよい方向に発展していくのではないかと思います。

望月 浪花先生の授業の時に、ご自身が税理士の平均年齢だと言うと学生がびっくりするというお話を伺ったことがあります。これからの税理士業界は、将来を担う「若い人財」をどのように受け入れていくかも課題になると思います。本学法学部では日本税理士会連合会の寄付講座を3年間やっていたいただき、その後も立命館学園会計人会の寄付講座として、2回生を中心に税理士の資格や税制の仕組みやあり方を考える講座として3年間継続しています。そういう次世代の税理士を養成する取り組みも重要になりますね？

浪花 本学の場合はたくさんのOB、OGの税理士の方々がおられるので、学生が寄付講座を利用して実際の業務を知り得る機会があるのはよいことですね。若い税理士、本学は法学研究科の修了生も多く輩出しているので、その中から実際に将来税理士になる人財が多く出て、税理士業界の若返りを期待したいですね。日本の経営者も若くなってきていますが、まだ現在、税理士会務には若い方が参加しにくいムードがあります。これから若い方がどんどん増えていき、その人たちが中心になって税理士会自体を活性化させ、よりよい納税者のための税理士がますます増えていくことを期待したいですね。

望月 最後に、そうしたこれから税理士を目指す皆さんへのメッセージをお願いできるでしょうか？

浪花 メッセージですか。難しいですね。税理士を目指す人への希望ですか？

望月 先生は30年税理士の実務を地元京都を中心に経験されてきましたが、最近の税理士業界は中小企業や地域を担う存在というだけでなく、税理士業務が多様化し国際的業務などにも範囲が広がっていますが？

浪花 税理士業務は幅広いし、税理士をしていると若くても関与する中小企業のトップと話をすることができます。これは普通の職業では経験できないことです。税理士業務をすることにより自分自身も成長できし、関与先さんの事業も発展していきます。そういう意味で、本学の学生や院生はもちろん、若い皆さんにとって税理士は非常に魅力的な仕事だと思います。

望月 税理士は、様々な業務の広がりに加えて、これからも中小企業や個人の納税者の最初に相談する窓口、「ホームドクター」でもあり続けるわけですね。

浪花 開業医のようなもので、とりあえずは……。

望月 病院に行く前に風邪かどうかを判断してもらおう。

浪花 そのとおりで、税理士がそういう仕事の一翼を担っているのは間違いありません。関与先からすると、税務はもちろん法務や経営まで、税理士はなんでも知っていると思われています。地域の民生委員のような感じでなんでも聞かれるので、それなりに調べてお返ししなければなりません。そして、場合によっては「大病院や専門病院」につなぐ役目を果たします。

望月 それは、大手の税理士法人へ話をつなぐというだけではなく、税理士の業務のネットワーク化や、司法書士や弁護士などの専門職間の連携ですね。

浪花 最近はお客さんにワンストップ志向がありますから、税理士事務所に来たらネットワークがあるということも重要になります。

望月 最近、税理士を目指す本学の学生や卒業生の中には、法科大学院で

弁護士を目指す友人や法学研究科の司法書士志望の友人などと在学時からともに刺激し合って勉強しているという話も聞いています。そして、実際に弁護士や司法書士となって友人と仕事ができたという話もぼつぼつと耳に入ってきています。

浪花 そういう連携は、納税者にとっても便利ですから、ここに行ったらあらゆることを最後まで面倒みてもらうという事務所も増えていくでしょうね。

望月 その意味でも税理士資格はやはり魅力ある資格と言えますね？

浪花 魅力ある仕事だと思いますね。

望月 「若い人財」を多く受け入れて、税理士業界や税理士の仕事そのものの活性化につながっていくとよいですね。

浪花 7万人余りいるということですが、平均年齢が65歳くらいですから、実質的には活動されてない方も3、4万人おられると思います。私もまだ平均年齢という業界ですから……。登録されていても活動されていない方もありますので、単に数字だけで過当競争とはいきれない面もあります。

望月 後に続く若い人財のためにも、ご退職後も「税理士会の中堅」として、学会や税理士業界でご活躍いただきますようお願いいたします。今日は長時間インタビューにお付き合いいただきありがとうございます。ありがとうございました。

浪花 こちらこそ、ありがとうございます。

(このインタビューは2013年11月1日に行われました)

〔追記〕

平成26年度税制改正の大綱が、平成25年12月24日に閣議決定された。

本会話の中で取り上げている「税理士法第5次改正」に関する事項が当該「大綱」の中で取り上げられている(「大綱」104頁 http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/251224taikou.pdf〔最終閲覧日：平成26年1月6日〕)。

税理士法3条について当該「大綱」のような変更が行われた場合（最終的改正は未確定である）、公認会計士等への税理士資格付与の問題は何ら解消されないばかりではなく、「不適切な制度」が固定化する点で当該変更は改悪ともいえる。当該制度変更は、かつての税務職員対する「特別試験」から「研修方式」への変更に類似している。「大綱」の内容でこのインタビューに関連するのは次のとおりである。

「税理士制度の見直し」

(1)～(5)は省略。

(6) 公認会計士に係る資格付与の見直し

税理士の資格について、現行税理士法第3条第1項及び第2項とは別に、公認会計士は、公認会計士法第16条に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、一定の税法に関する研修を受講することとする旨の規定を設けることとする。

(注1) 上記の税法に関する研修は、次のとおりとする。

- ① 実務補習団体等が実施する税法に関する研修を国税審議会が指定する。
- ② 指定する研修は、税法に属する試験科目の合格者と同程度の学識を習得することができる研修とする。

(注2) 上記の改正は、平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者について適用する。

(7)は省略。

(8) 懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し懲戒免職等となった公務員等が、欠格期間を経過した後に税理士の登録申請をした場合において、その登録を拒否することができることとする等所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成26年4月1日以後の登録申請について適用する。

〔浪花〕